

22 建災防技発第 159 号
平成 22 年 4 月 9 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部 事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専務理事 伊藤 正人
(公 印 省 略)

定期健康診断有所見率の改善のための取組について

今般、厚生労働省労働基準局長より、当協会に対し標記について別添（以下「局長通達」という）のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴支部会員事業場等に対して、局長通達の別添による定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組が実施されるよう、啓発、情報提供等によりご協力をお願いいたします。

なお、局長通達は当協会ホームページに掲載することとしております。

また、同趣旨の取組について、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通達（平成 22 年 3 月 25 付け基発 0325 第 1 号）が発出されています。同通達においては事業者が取組む内容のみならず、都道府県労働局が行うべき取組も指示されています。その内容は、①特定の事業場に対する重点的な周知・啓発等、②労働衛生週間等における、取組の促進③その他、などが定められ、加えて、参考資料として有所見率の状況や改善方法等も示されていますので、同通達の内容にご留意ください。

本件については厚生労働省において新聞発表されており厚生労働省のホームページから行政分野ごとの「労働基準」を選択し、「報道発表資料」から検索できます。URL は以下のとおりです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000055uh.html>

更に、上記厚生労働省労働基準局長通達（基発 0325 第 1 号）も上記ページから入手できます。URL は以下のとおりです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000055uh-att/2r985200000055w8.pdf>

なお、厚生労働省は当協会への文書と同様の文書を下記の団体等へも発出されていますのでご参考としてください。

(社)日本建設業団体連合会
(社)全国建設業協会
(社)全国中小建設業協会
(社)全国中小建築工事業団体連合会
全国基礎工業共同組合連合会
(社)日本土木工業協会
(社)建築業協会
(社)日本道路建設業協会
(財)建設業振興基金
(社)日本埋立浚渫協会
(社)日本電設工業協会
(社)日本空調衛生工事業協会
全国管工事業協同組合連合会
(社)日本塗装工業会
(社)日本左官業組合連合会
(社)日本鳶工業連合会
(社)全国建設専門工事業団体連合会
(社)プレハブ建築協会
(社)プレストレストコンクリート建設業協会
全国建設業協同組合連合会
(社)日本橋梁建設協会
(社)全国クレーン建設業協会
(社)日本造園建設業協会
(社)日本建設大工工事業協会
(社)日本建設業経営協会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会